

【ハロー自由時間クラブ 特約】

(目的)

第1条

本特約は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「JR九州 Web 会員」サービスの会員（以下「JR九州 Web 会員」といいます）のうち、所定の手続きにより「ハロー自由時間クラブ」に入会された会員に関する事項についての特約を定めたものです。

(会員資格・種別)

第2条

「ハロー自由時間クラブ」会員とは、「JR九州 Web 会員規約」及び本特約を承認のうえ、所定の手続きにより入会された女性満 50 歳以上、男性満 60 歳以上の会員（以下会員といいます）をいいます。

(特約の適用)

第3条

1. 本特約は第2条に定める会員に適用されます。
2. 会員が、「JR九州インターネット列車予約サービス」を利用する場合は、別途定める「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」によります。

(入会申込み)

第4条

1. 本サービスの入会申込みは、「JR九州 Web 会員」に会員登録を行った後、本サービスの会員特約に同意した上で、行うものとします。
2. 本サービスの入会申込みに際して、登録内容の不備あるいは誤りが原因で本サービスの提供に支障が生じ、会員又は第三者が不利益を被ったとしても、一切の責任を負いません。
3. 会員は入会申込みの際に当社へ届け出た事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更事項を届け出るものとします。
4. 変更事項の届け出がなされなかったことにより生じた会員又は第三者に発生した損害、損失、不利益について、一切の責任を負いません。

(年会費)

第5条

本サービスは入会費・年会費ともに無料です。

(特典)

第6条

1.当社は会員に対し、以下に定める特典を提供いたします。

- (1) 会員限定の割引きっぷの購入
- (2) 前号のほか、ホームページやメールマガジンなどのご案内する特典

(会員資格の確認情報の提示)

第7条

1.特典の適用または利用時には、次の会員確認情報のうち、特典ごとに定めるものを携行し、係員等の要請に応じて提示するものとします。

- (1) 当社が別途定める様式の Web 会員証
- (2) その他当社が定める証明書類

2.特典の利用時に、係員等の要請に対し、前項に定める会員確認情報の提示がない場合には、通常の運賃・料金をお支払いいただきます。

(会員資格の確認情報の譲渡・貸与)

第8条

1. 会員確認情報は、会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡することはできません。
2. 特典は、別途当社が認めない限り会員本人以外には適用されず、またご利用いただけません。

(会員資格の取消)

第9条

1.会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は事前に通知・催促等を行うことなく、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 会員が本特約に違反したとき
- (2) 第2条の条件を満たさなくなったとき
- (3) 会員が虚偽の事実を届け出たとき
- (4) 会員が死亡したとき
- (5) 会員登録日又は本サービスの最終利用日から起算し、1年間を経ても再度の利用がない場合
- (6) 会員の住所、電話番号、メールアドレス等の変更により、当社から連絡がとれなくなったとき
- (7) その他、当社が会員として不適格であると判断したとき

(会員資格の有効期限)

第 10 条

1. 会員資格の有効期限はありません。ただし、会員が第 9 条の定めにより会員資格を取り消された場合を除きます。
2. 会員が本サービス利用の終了を希望する場合には、「JR 九州 Web 会員規約」に基づき、退会手続きをとることとします。

(個人情報の取扱)

第 11 条

当社は、個人情報である会員情報の扱いについては厳重に取り扱い、外部への漏洩、不正使用がなされないようにします。個人情報の扱いについては、別途定める「当社サイトの個人情報の取扱いについて」に記載されている事項に従います。

1. 会員情報は、当社が提供している会員サービスである「JR九州 Web 会員」「JR九州ジパング倶楽部会員」に登録している会員情報のうち、本サービスの運営に必要な会員情報を利用します。
2. 会員は、申し込み時や会員情報変更時に会員が記入・登録する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に合意するものとします。
 - (1) 当社（委託している業者を含む）は、会員情報の適正な管理を実施します。
 - (2) 当社は、会員情報を本特約に従い、本サービスの運営業務に利用します。運営業務とは、「メールマガジンなどの刊行物の送付」、「その他、各種ご案内などの送付」をいいます。
 - (3) 前号に定める運営業務のうち、会員の旅行や親睦を図るためのサービスの提供を行うために必要な範囲で、当社が指定する旅行商品を会員が購入した際に、別途会員の同意がある場合に限り、当該旅行商品を購入した旅行会社から会員情報の提供を受けることがあります。
 - (4) 当社は、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員情報のうち特定個人を識別することができない方法により会員情報を統計データとして開示することがあります。
 - (5) 前号に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

(承諾事項)

第 12 条

1. 当社は、会員への予告なく、必要に応じて本特約の変更、その他の規程の制定、変更、改廃等を行うことができるものとします。この場合、当社からの電子メールの送信、ホ

ームページへの掲示、もしくは印刷物の送付により通知するものとします。なお、会員は本特約の変更があった場合、改訂後の特約等に従うことを予め承諾するものとします。

2. 本サービスの提供に伴い、当社またはサービスを提供する企業等が別途、個別規定を制定する場合があります。この場合、当該個別規定は本特約と一体となり効力を有します。また本特約と個別規定が異なる場合には、個別規定が優先するものとします。
3. 会員は、本特約により生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。
4. JR 乗車券類の取扱い等に関して本特約に定められていない事項については、当社の旅客営業規則等の運送約款によるものとします。

(免責事項)

第 13 条

1. 本サービス提供における遅滞、変更、中断、中止、停止、アクセス制限並びにその他本サービスの利用に関連して又は本サービスを利用できなかったことにより発生した会員又は第三者に発生した損害、損失、不利益について、一切の責任を負いません。

(本特約の発効)

第 14 条 本特約は、日本標準時間 2016 年 7 月 1 日午前 5 時 30 分から有効とします。